

## 筑前海区漁業調整委員会指示第201号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和4年2月18日

筑前海区漁業調整委員会

会長 富重 信一

### 1 指示の適用海域

#### (1) 室見川河口域

次のア点からイ点を見通した線（福岡市早良区百道浜4丁目地先及び福岡市西区豊浜1丁目地先の両岸に設置した各標識を結んだ線）及びウ点からエ点を見通した線（室見川と金屑川の合流点から下流約20メートルで両岸を結んだ線）並びに陸岸によって囲まれた海域

ア点 北緯33度35.476分 東経130度20.720分（世界測地系）

イ点 北緯33度35.463分 東経130度20.467分（世界測地系）

ウ点 北緯33度35.147分 東経130度20.468分（世界測地系）

エ点 北緯33度35.109分 東経130度20.614分（世界測地系）

#### (2) シーサイドももち海浜公園（百道浜地先）

次のオ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

オ点 北緯33度35.728分 東経130度21.382分（世界測地系）

カ点 北緯33度35.825分 東経130度21.328分（世界測地系）

キ点 北緯33度35.771分 東経130度21.063分（世界測地系）

ク点 北緯33度35.767分 東経130度20.786分（世界測地系）

ケ点 北緯33度35.665分 東経130度20.768分（世界測地系）

#### (3) シーサイドももち海浜公園（地行浜地先）

次のコ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

コ点 北緯33度35.863分 東経130度21.710分（世界測地系）

サ点 北緯33度35.934分 東経130度21.626分（世界測地系）

シ点 北緯33度35.849分 東経130度21.414分（世界測地系）

ス点 北緯33度35.757分 東経130度21.461分（世界測地系）

### 2 指示の内容

じょれんを使用してアサリを採捕してはならない。

### 3 指示の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで